

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>業務請負条件に関する提出書類の内、「農薬の河川への流出実態調査を、調査地点等の選定を含め、請負者が自ら実施したことを証する資料（業務内容がわかる報告書等の写し）。」につきまして、提出する報告書は、調査地点等の選定を含めた実施状況が判る程度に抜粋したものとすることで問題ないでしょうか。</p> <p>（理由：提出予定の報告書全体の容量が、電子調達システムのデータ上限 50MB を超えるため。）</p>	<p>農薬の河川への流出実態調査を、調査地点等の選定を含め、請負者が自ら実施したことが判断できるものであれば、報告書等を抜粋したもので問題ありません。</p>